特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	児童手当支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宇土市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宇土市長

公表日
令和5年12月7日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	宇土市では、児童手当法に基づき、市内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。 具体的には、 ①児童を養育する親等からの出生や転入に伴う認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み（年3回（2月、6月、10月）に分けて、4か月分ずつ支給） ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達（中学校卒業）に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知
③システムの名称	総合行政システム児童手当、中間サーバ、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、マイナポータル申請管理システム、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）児童手当受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2　74、75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第40条、40条の2 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2　26、30、87、106の項 別表第二主務省令第19、44条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部子育て支援課　〒869－0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部子育て支援課　〒869－0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	Ⅰ．1．②（事務の概要）	宇土市では，児童手当法に基づき，市内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け，受給者台帳に登録し，児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し，手当を支給する。 具体的には， ①児童を養育する親等からの出生や転入に伴う認定請求を受け付け，審査を行い「認定」，「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け，審査を行い「認定」，「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け，受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み（年3回（2月，6月，10月）に分けて，4か月分ずつ支給） ⑤年1回，現況届を受け付け，記入内容を受給者台帳へ登録し，当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間，現況届の提出がない場合，支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達（中学校卒業）に伴い，受給資格消滅又は額改定を行い，受給者へ通知	宇土市では，児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき，市内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け，受給者台帳に登録し，児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し，手当を支給する。 具体的には， ①児童を養育する親等からの出生や転入に伴う認定請求を受け付け，審査を行い「認定」，「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け，審査を行い「認定」，「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け，受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み（年3回（2月，6月，10月）に分けて，4か月分ずつ支給） ⑤年1回，現況届を受け付け，記入内容を受給者台帳へ登録し，当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間，現況届の提出がない場合，支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達（中学校卒業）に伴い，受給資格消滅又は額改定を行い，受給者へ通知	事後	変更は，文言の整理のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	Ⅰ．3（法令上の根拠）	番号法別表第一　56	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第1　56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第44条	事後	変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	番号法別表第二　74，75	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第2　74，75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第40条 （情報提供） 番号法第19条第7号　別表第2　26，30，87の項 別表第二主務省令第19，44条	事後	変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年4月1日	Ⅰ．５．②（所属長）	子育て支援課長　小山　郁郎	子育て支援課長　岡田　郁子	事後	変更は，人事異動に関するもののみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	平成27年6月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	平成27年6月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月31日	5．評価実施期間における担当部署　②所属長	子育て支援課長　岡田　郁子	子育て支援課長	事後	変更は，様式改訂に伴うものであり，しきい値判断結果に変更がないため，重要な変更に該当しない。
令和2年1月6日	Ⅰ．１．③（システムの名称）	1．児童手当システム	総合行政システム児童手当	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	平成30年12月31日時点	令和1年10月31日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	平成30年12月31日時点	令和1年10月31日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年11月13日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	（情報照会の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2　74，75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第40条 （情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2　26，30，87の項 別表第二主務省令第19，44条	（情報照会の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2　74，75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第40条 （情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2　26，30，87，106の項 別表第二主務省令第19，44条	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月13日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月13日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月1日	Ⅰ．１．③（システムの名称）	総合行政システム児童手当	総合行政システム児童手当，中間サーバ，団体内統合宛名システム	事後	変更は，既存システムの名称を追加するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月1日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	（情報照会の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2　74，75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第40条 （情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第2　26，30，87，106の項 別表第二主務省令第19，44条	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2　74，75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）　第40条，40条の2 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号　別表第2　26，30，87，106の項 別表第二主務省令第19，44条	事後	変更は，根拠法令の改正に伴う号ずれ及び主務省令の追記に伴う更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため。
令和3年11月1日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和2年10月31日時点	令和3年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月1日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和2年10月31日時点	令和3年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月1日	Ⅰ．１．③（システムの名称）	総合行政システム児童手当，中間サーバ，団体内統合宛名システム	総合行政システム児童手当，中間サーバ，団体内統合宛名システム，サービス検索・電子申請機能（マイナポータル），マイナポータル申請管理システム，申請管理システム	事前	R5.1月からサービス検索・電子申請機能（マイナポータル）を利用するため
令和4年11月1日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月7日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月7日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため